

令和7年2月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注 発言の内容については、その要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は、個人情報に関すると思われる部分等について
では、○で消しています。

玖珠町農業委員会

玖珠町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年2月10日（月曜日） 午後1時30分

2. 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室

3. 出席農業委員

1番 園田 恭子	2番 江藤 徳幸	3番 繁田 郁子
4番 藤本 太一	5番 小野 文隆	6番 武石 俊一
7番 安藤 慎八（会長）		

4. 出席農地利用最適化推進委員

1番 (欠席)	2番 長尾亀世美	3番 衛藤 栄一
4番 川邊 真八	5番 藤原 善和	6番 渡邊 清文
7番 石井由美子	8番 (欠席)	9番 湯浅 定夫
10番 帆足 智己	11番 松方 洋一	12番 柳井田英徳

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願いについて

議案第4号 農用地利用集積計画について

報告第1号 農用地利用集積等促進計画について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(相続)

報告第3号 農地法第18条合意解約通知書について

報告第4号 農地所有適格法人要件確認について

6. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	井村 剛秀	主幹 (統括)	梅木 嘉子
主幹	鶴窪 秀夫	主査	樋口 亜衣子

7.会議の概要	
事務局長	<p>お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>ただ今より令和7年2月定例総会を開催します。</p> <p>では、着席して進めさせていただきます。</p> <p>では、安藤会長あいさつをお願いします。</p>
会長	(あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>農業委員定数7名に対して、7名の出席です。玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。</p> <p>次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。</p> <p>また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。離席する場合は議長の許可をもらってください。</p> <p>それでは、議長の選出ですが、玖珠町会議規則第4条の規定により会長が議長となります。</p> <p>以後の議事の進行につきましては、安藤会長よろしくお願いします。</p>
議長	<p>本日の議事録署名人の指名ですが、5番小野委員、6番武石委員、よろしくお願いします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見をお願いします。それでは議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>お疲れさまです。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請です。議案集1ページをお開きください。</p> <p>番号1番 大字戸畠字山の口〇〇〇番です。登記簿地目は田で、面積は、2, 053m²です。申請者及び譲受人は、大字〇〇の〇〇〇さんです。土地の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。</p> <p>権利の種別は、賃貸借です。</p>

事務局	<p>担当委員は、4番委員です。</p>
	<p>番号2番 大字四日市字中叶田〇〇〇番外11筆です。登記簿地目は田で、合計面積は、7, 812m²です。申請者及び譲受人は、大字〇〇の〇〇〇〇さんです。土地の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡目的は無償移転で贈与です。担当委員は、1番委員です。</p>
	<p>番号3番 大字森字本田井〇〇番〇外1筆です。登記簿地目は田で、合計面積は、1, 151m²です。申請者及び譲受人は、大字〇〇の〇〇〇〇さんです。土地の譲渡人は、大字〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡目的は無償移転で贈与です。担当委員は、7番委員です。</p>
	<p>番号4番 大字綾垣字中丁〇〇番〇です。登記簿地目は田で、面積は、1, 468m²です。申請者及び譲受人は、大字〇〇の〇〇〇〇さんです。土地の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。権利の種別は、賃貸借です。担当委員は、2番委員です。</p>
	<p>番号5番 大字綾垣字下綾垣〇〇番〇外1筆です。登記簿地目は田と畠で、合計面積は、1, 904m²です。申請者及び譲受人は、大字〇〇の〇〇〇〇さんです。土地の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。権利の種別は、有償移転で売買です。担当委員は、5番委員です。</p>
	<p>番号6番 大字綾垣字下綾垣〇〇番外1筆です。登記簿地目は田と畠で、合計面積は、220m²です。申請者及び譲受人は、大字〇〇の〇〇〇〇さんです。土地の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。権利の種別は、有償移転で売買です。担当委員は、5番委員です。以上です。</p>
議長	<p>それでは担当委員の説明ですが、番号5と番号6については、譲渡人が推進委員になります。農業委員会法において、委員は、委員本人及びその家族に関する事項について議事に参加できないという、議事参与の制限の規定があります。そのため、番号5と番号6を除いた審議を行った後、一旦推進委員には退席していただき、番</p>

議長	号5と番号6の審議を行います。
議長	それでは、番号1から番号4の審議を行います。番号1を4番委員、番号2を1番委員、番号3を7番委員、番号4を2番委員お願いします。
4番委員	<p>それでは、番号1の調査報告をいたします。</p> <p>1月27日、申請者の○○さん、推進委員さんと現地の立会いを行いました。土地の所在は大字○○字○○○で県道○○線を○○から左に5キロメートルほど入った所に位置しています。現況は田んぼで引き続き水稻の計画です。権利の種別は賃借権です。借受人の○○さんは自身の農地を2町ほど所有しており、精米業もして、さらに地元の営農組合の代表と、オペレーターもされています。営農に問題はありません。</p>
議長	推進委員さん補足があればお願いします。
推進委員	借受人の自宅に近い農地です。また○○さんが農地法に大変詳しい方で、きちんとされている方ですので問題ないと思います。
議長	続きまして、番号2を3番委員さんお願いします。
3番委員	<p>それでは、番号2の調査報告をいたします。</p> <p>1月28日、申請者の○○さん、推進委員さんと現地の立会いを行いました。土地の所在は2か所に分かれていますが、国道○○号線より○○方面へJR○○線○○踏切から北西に1キロメートルほど入った所に位置しています。2か所目は○○集落から○○○に抜ける三差路から100メートル入った所に位置しています。稲作を中心とした専業農家の譲受人が水稻を耕作する計画です。権利の内容は生前贈与となっています。夫から妻へ譲渡す申請です。通作距離は500メートルで耕作可能です。農機具等はトラクターを所有しています。農業従事者は3名です。以上報告を終わります。</p>
議長	推進委員さん補足があればお願いします。

推進委員	問題はありません。
7番委員	<p>それでは、番号3を私が報告します。</p> <p>2月4日、申請者の○○さんと現地の立会いを行いました。土地の所在は大字○○字○○○で○○○から150メートルほど北に進んだ場所で、○○川沿いに位置しています。譲受人は現在農業はしていませんが、今回譲り受け水稻を行う計画です。権利の移動は所有権の移転です。譲渡人からの贈与となっています。通作距離は自宅前。農業従事者は2名で耕作の計画です。問題はありません。</p>
議長	続きまして、番号4を2番委員さんお願いします。
2番委員	<p>それでは、番号4調査報告をいたします。</p> <p>2月4日、申請者の○○さん、推進委員さんと現地の立会いを行いました。土地の所在は大字○○字○○○○番○で○○入口の橋を渡り、道なりに進み○○○の裏手に位置しています。水稻栽培を中心とした兼業農家で賃借権を設定し耕作する計画です。現状は田で米を作付けしています。権利の内容は賃借権の設定で貸付人が日田に住んでいまして、耕作できないという事情での賃借権の権利の設定です。申請者の農地は全て耕作管理されており、農機具の所有状況は田植機などを所有しています。農業従事者は2名で耕作に問題はありません。以上報告を終わります。</p>
議長	推進委員さん補足があればお願いします。
推進委員	○○さんはもともと○○○の出身で、そこで田もあり耕作していますので、問題はありません。
議長	<p>それでは質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>無いようでしたら採決します。</p>
議長	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の、番号1からと番号4までについて、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。

	<p>議長 全員賛成です。議案第1号の番号1から番号4までは原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、番号5と番号6の審議を行います。</p> <p>それでは、ここで推進委員は退席をお願いします。</p> <p>番号5と番号6を5番委員お願いします。</p>
5番委員	<p>それでは、番号5と番号6の調査報告をいたします。</p> <p>2月5日、申請者の〇〇さん、推進委員さんと現地の立会いを行いました。土地の所在は〇〇で県道〇〇号を高速道路の下を通り〇〇の方に左手に入った所に位置しています。稲作と林業をやっている〇〇さんが田と畑を取得し耕作する計画です。譲渡人の〇〇さんは〇〇に転居することから土地を整理することから〇〇さんが購入することとなったとのことです。〇〇さんにつきましては田を耕作していますし、トラクターや田植機を所有しています。奥さんと二人で農業をしていますので問題はありません。以上で報告を終わります。</p>
議長	推進委員さん補足があればお願いします。
推進委員	問題ありません。
議長	<p>それでは質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>無いようでしたら採決します。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の、番号5と番号6について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>全員賛成です。番号5と番号6は原案のとおり決定いたします。</p> <p>(推進委員 入室)</p>

議長	<p>次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。</p> <p>事務局からの説明と担当委員からの説明ですが、概要については1月の定例会と臨時会で説明しておりますので、割愛します。</p> <p>それではご意見・質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>1月の定例会では現地をあたっていることから、臨時会を開催して、申請者側の説明をしてもらった経過があります。そうした経過を踏まえてよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>無いようでしたら採決に移りますが、採決の前に説明をします。</p> <p>別紙の「議案の参考資料集」2ページと3ページをご覧ください。</p> <p>農地転用の意見書送付についての説明資料ですが、「農地転用許可基準からみた意見を決定して都道府県に送付する」と記載があります。可決・否決の判断は、2ページの下段の枠に記載されている12項目です。「適当」や「確実」などであれば許可相当となります。一方で12項目のいずれかが「不適当」などであれば不許可相当という判断となります。</p>
議長	<p>それではご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>はい、推進委員さんどうぞ。</p>
推進委員	<p>前回の許可申請に不許可じゃなくて、異議を申し立てたんですが、この申請に意義があるのではなくて、ルール違反をしたことに対して異議があったのであって、この説明資料が欲しいわけではない。</p> <p>ペナルティもないままに、すぐに許可を出すことに異論があるのです。</p>
議長	<p>この資料は参考資料です。</p>
推進委員	<p>みんなは、ルール違反に対して異論があるんですよ。</p>
議長	<p>今日は採決を取ります。前回の申請者側の説明を受けたことを踏まえて今日はお願いします。ご意見をお願いします。</p>

	4 番委員	先日、臨時総会をして申請者側が謝罪にみえて、100%手落ちがありましたと認めて謝罪していました。個人的には認めてもいいのではと思います。
	議長	他にございませんか。
	2 番委員	申請者側の業者さんがわざわざみえて、誠意をもって説明をしていただきましたので、認めてもよいと思います。
	議長	他にございませんか。 無いようでしたら、採決します。
		議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。
		全員賛成でございます。議案第 2 号について原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。
	議長	次に、議案第 3 号 非農地証明願いについて、事務局説明をお願いします。
	事務局	議案第 3 号 非農地証明願いについてご説明します。 5 ページをお開きください。 番号 1 場所は、大字〇〇字〇〇〇番〇です。登記簿地目は田、面積は、205 m ² です。申請者は、〇〇の〇〇〇〇さんです。当該農地は、平成 19 年 3 月に農地法第 5 条の許可を受け、申請どおりに駐車場用地として非農地化していましたが、未登記の状態でしたので今回、非農地証明願いでの手続きとなりました。担当委員は、7 番委員です。 以上です。
	7 番委員	それでは担当委員の説明ですが、番号 1 を 7 番委員が説明します。 事務局からの説明のとおり、過去に転用許可があり、駐車場として整備しましたが、未登記でした。今回の申請で地目変更をすると

	ということです。以上で報告を終わります。
議長	それでは質疑のある方は挙手をお願いします。
議長	無いようでしたら採決します。 議案第3号 非農地証明願いについて、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。 全員賛成でございます。原案のとおり許可し、証明書を交付します。
議長	次に、議案第4号 農用地利用集積計画書について、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第4号 農用地利用集積計画書についてご説明いたします。 別冊の議案書の最後のページ5ページをご覧ください。 すべて新規の設定です。3年から5年の件数が2件で、面積6,725m ² です。10年以上の件数が6件で、面積は、3万3千41m ² です。合計件数は8件、合計面積3万9,766m ² です。 以上です。
議長	質疑はありませんか。 無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される農業委員は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員承認です。議案第4号は原案のとおり承認されました。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。 引き続き、報告事項について事務局説明をお願いします。
事務局	続きまして、報告事項に移らせていただきます。 報告第1号 別冊の農用地利用集積等促進計画をお開きください。同計画は、農地中間管理機構による契約について、農業委員会の意見聴取を行うものです。詳細は、ご一読ください。
事務局	次に報告第2号 議案集の6ページをお開きください。農地法第3条の3第1項の規定による相続による所有権移転が6件提出されております。詳細は、ご一読ください

事務局	<p>報告第3号 農地法第18条による合意解約通知書が3件出されております。詳細は、ご一読ください。</p> <p>報告第4号 農地所有適格法人要件確認書になります。13ページから15ページに記載しております。</p> <p>13ページ ○○○○○ 代表 ○○○○さん 14ページ ○○○○○ 代表 ○○○○さん 15ページ ○○○○○ 組合長 ○○○○さん 以上の法人は、要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>以上で議案集記載の報告事項を終わります。</p>
議長	報告事項について、質疑はありませんか。
議長	次に、協議、連絡事項があれば事務局説明をお願いします。
事務局	続きまして、協議・連絡事項について、補足説明いたします。
	(事務局 連絡事項)
議長	その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。
	(発言なし)
議長	よろしいですか。 それでは、以上をもちまして、 玖珠町農業委員会 2月定例総会を閉会します。